

廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可事例（1）

破砕機器の追加(処理能力増大)による許可であり、許可手続きに関する取扱要領を独自に作成し事業者を提供することで、行政、事業者各々の検討事項を双方で把握できており、当該手続きが円滑に進められている。

計画敷地の周辺状況



許可手続きの円滑化

取扱要領を作成し事業者を提供

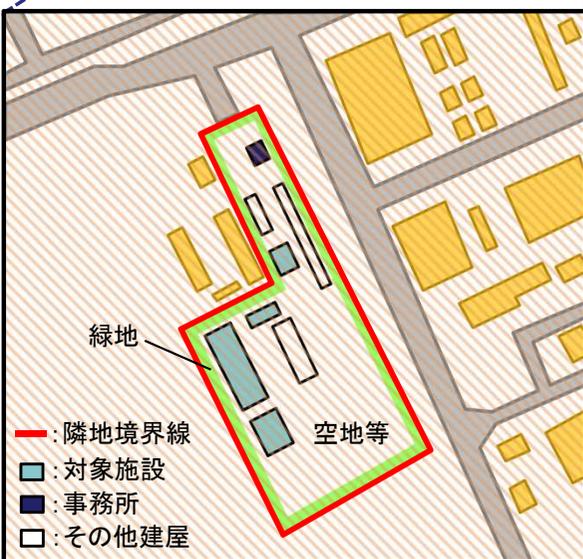
- 取扱要領の記載内容
 - ・ 事務手続きの流れ
 - ・ 標準処理期間
 - ・ 申請に必要な図書
 - ・ 提出図書の記載事項
 - ・ 施設用途別の計画標準 等

計画標準(廃プラスチック破砕施設)の概要

- 建物の位置に関する事項
 - ・ 市街地の風上を避ける
 - ・ 搬出入路の標準幅員は11m以上
 - ・ 学校、病院、住宅群等が付近300m以内でないこと 等
- 設計上の配慮
 - ・ 建蔽率は40%程度
 - ・ 敷地内空地は10%程度の緑化
 - ・ 人目にふれないよう、敷地周辺を緑化または塀を設置 等

建築計画の概要

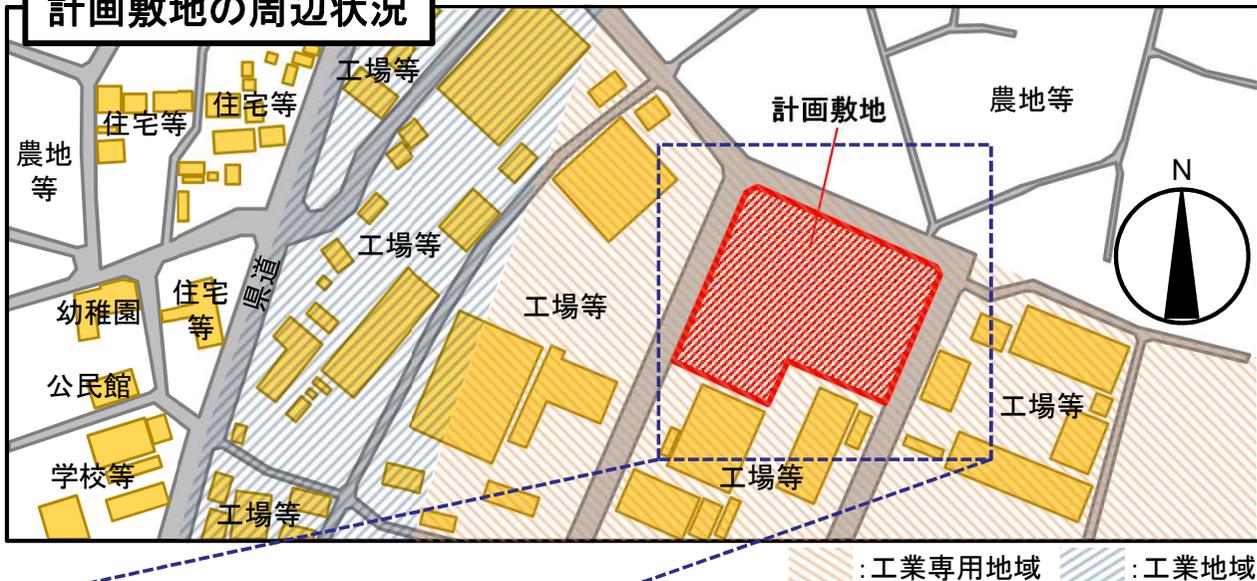
用途地域	工業専用地域
建物用途 (処理能力)	産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類破砕施設 71.2t/日) 及び一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設 42.5t/日)
敷地面積	29,396 m ²
延べ面積	5,900 m ²
建築面積	6,530 m ²
容積率	20.1%(指定:200%)
建蔽率	22.3%(指定:60%)



廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可事例（2）

計画敷地の東側工場より破砕機器を移設する計画（用途変更）であり、独自の判断基準を踏まえ、従前・従後で周囲に与える影響を比較検討し、大きく変化しないことなどにより許可した案件で、既存施設の有効利用が図られている。

計画敷地の周辺状況



敷地の位置の判断基準

- 周囲の状況
 - ・ 宅地化、市街化が促進される区域でない
 - ・ 近隣に教育施設、福祉施設が存在しない
 - ・ 災害発生により、周辺への二次的被害拡大の恐れがない
- 環境への配慮（関係法令への適合）
- 運搬車両の周囲地域への影響
 - ・ 交通渋滞による道路交通に支障がない
 - ・ 交通安全上支障がない
- 景観への配慮（植樹等）

建築計画の概要

用途地域	工業専用地域
建物用途 (処理能力)	産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック破砕施設 14.3 t/日)
敷地面積	8,956 m ²
延べ面積	5,187 m ²
建築面積	5,036 m ²
容積率	58.0%(指定:200%)
建蔽率	56.3%(指定:60%)

判断基準を踏まえた設計上の配慮

- ・ 洗浄済みのプラスチックを破砕する
- ・ 破砕機周囲への防音ボックス設置等により、騒音・振動を用途変更前と同程度に低減
- ・ 騒音・振動を毎月測定し、その結果を地元住民に年1回報告
- ・ 破砕機器移設前後で処理能力を変更せず周辺道路への交通負荷を変えない
- ・ 両側歩道がある幅員が大きい県道を除いて、通学路と搬入経路が重ならないよう配慮

等

国 都 計 第 92 号
令和元年 12 月 23 日

各都道府県及び政令指定都市
都市計画担当部局長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長

建築基準法第 51 条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について

この度、廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 51 条ただし書許可に関する運用について、市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、許可手続の円滑化を図る観点から、別添のとおり通知されたところである。

建築基準法第 51 条の許可手続の円滑化を図るにあたっては、都市計画審議会の事務局である各地方公共団体の都市計画部局と特定行政庁及び関係部局との連携が不可欠であることから、都市計画部局におかれては、引き続き、特定行政庁及び関係部局あてに都市計画審議会の開催予定等を情報提供するとともに、都市計画審議会へ付議する予定の建築基準法第 51 条規制対象施設に係る案件の概要や時期等について特定行政庁及び関係部局から情報提供を受けるなど、特定行政庁及び関係部局との連絡調整をより一層図っていただくようお願いする。

また、貴職におかれては、管内の地方公共団体（政令指定都市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

事務連絡

令和元年 12 月 23 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第 51 条ただし書
許可に関する運用について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省住宅局市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、建築基準法第 51 条ただし書許可手続きの円滑化を目的とした、許可基準策定等の取組事例の周知および関係部局への連携に関する通知が別添のとおりありました。

産業廃棄物行政主管部局におかれましては、この趣旨を踏まえ、建築行政主務部局及び都市計画担当部局との情報共有といった連携の実施や、廃プラスチック類の破碎施設の設置に限らず、産業廃棄物処理施設設置の相談者等に対し建築基準法に係る手続きの確認を促す等、円滑かつ適正な産業廃棄物処理施設設置に資するためのご配慮をお願い申し上げます。